

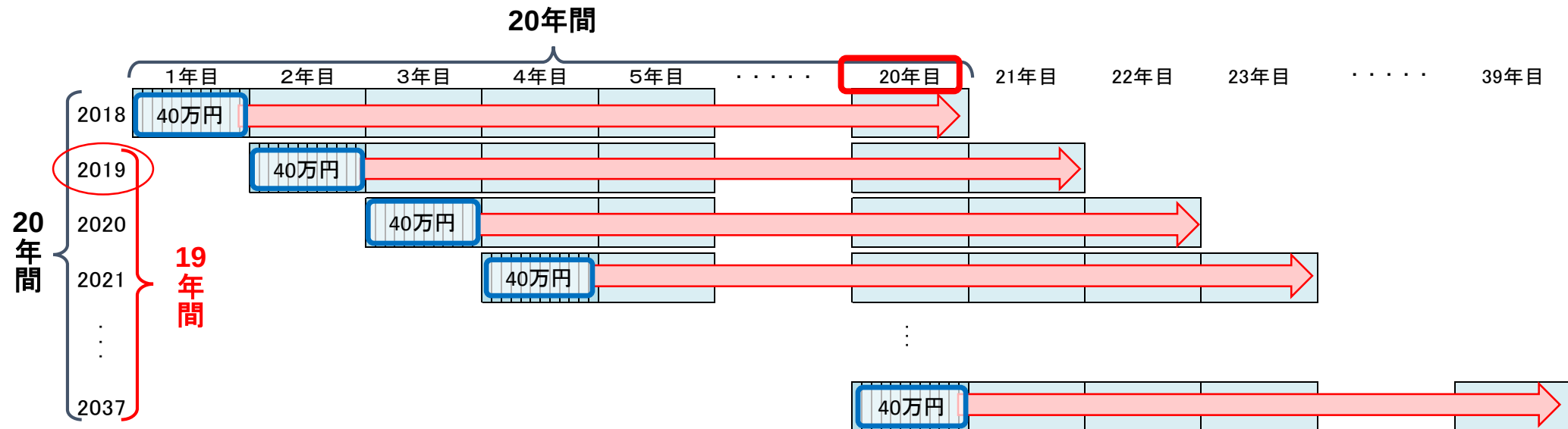
社会保障と金融の連携 －老後に向けた資産形成－

平成31年4月15日
金融庁



つみたてNISAの概要

- 1年当たり40万円を上限として、20年の間、投資信託の保有に係る税が非課税となる制度（2037年までの時限措置）
- 公募株式投資信託の対象商品は、低コストで長期の資産形成に適した商品に限定（2018年12月末時点 **159本**）
 - インデックス投資信託（市場平均に連動した成果を目指すもの）が基本（142本）
 - アクティブ運用の投資信託（市場平均を上回る成果を目指すもの）は、例外的に、継続して投資家に支持・選択され、規模が着実に拡大しているもののみ（17本）
 - 販売手数料は0%
 - ※ 一般的な投資信託は、販売手数料1.5～3%程度
 - 年間の運用手数料である信託報酬率は、インデックス型で平均0.32%、アクティブ型で平均1.06%
 - ※ 一般的な投資信託は、信託報酬率は1～2%程度



iDeCoとつみたてNISAの特徴

- 年金制度であるiDeCoや財形（年金・住宅）は、払出しや拠出可能年齢に一定の制限が設けられている一方、つみたてNISAは柔軟に利用できるといった特徴がある。
- 老後を含め、ライフイベントに応じた支出を賄うために資産形成を行う観点からは、つみたてNISAを活用した資産形成を進めていくことが必要ではないか。

	非課税枠	払出制限	商品の特性	拠出可能年齢	税制優遇
iDeCo	年間14.4万円～ 81.6万円 (例えば、40歳から20 年間利用した場合、 288万円～1,632万円)	あり (原則、60歳まで)	元本確保型 が約6割	原則、20歳以上 60歳未満	大 ・掛金が全額所得控除 ・運用益が非課税 ・受給時の公的年金等 控除(退職所得控除)
財形 (年金・住宅)	550万円	あり (年金は原則、60歳ま で。住宅は原則、住宅 の購入等まで。)	元本確保型 が大半(※)	55歳未満 の勤労者	小 ・運用益が非課税
つみたて NISA	760万円 (年間40万円×19年)	なし	長期・積立・分散 投資に適した 投資信託のみ	20歳以上 (上限なし)	小 ・運用益が非課税

(※) 大手金融機関からのヒアリングによる。

(参考)

主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

制度	掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限
		事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時	
私的年金	確定給付企業年金(DB) ・あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	全額損金 算入 E	一部控除 〔生命保険料 控除〕	課税停止 (注) E	【年金払い】 雑所得 (公的年金等 控除) 【一時金払い】 退職所得又は 一時所得 T (t)	なし (中途引出し可)
	確定拠出年金(DC) ・あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度(掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)		全額控除 〔小規模企業 共済等掛金 控除〕			支給開始年齢 まで払出不可
	厚生年金基金 ・企業が基金を設立し上乗せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可		全額控除 〔社会保険料 控除〕			支給開始年齢 まで払出不可
	適格退職年金 ・一定の要件の下で企業が退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止		一部控除 〔生命保険料 控除〕			なし (中途引出し可)
非課税貯蓄・投資	NISA ・非課税口座内の少額上場株式等の譲渡益及び配当等について非課税	〔事業主拠出 なし〕	税引き後 所得から 拠出 T	非課税 E	— E	なし
	財形住宅(年金)貯蓄 ・特定目的の給付天引きの貯蓄について利子等非課税					住宅取得・年金支払以外の払出は 遡及課税

(注) 積立金の残高について1.173%の特別法人税を課税。ただし、平成11年4月から平成32年3月までは課税停止とされている。

(備考) 上記は、企業に勤める者が加入する主な制度を記載。上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

(資料) 政府税制調査会「財務省説明資料(個人所得課税)」(2018年10月23日)

(注) 表中のEは「Exempt」(非課税)、Tは「Taxed」(課税)の略。(t)は、退職所得控除など一定の税制優遇が適用可能であることを示す。

つみたてNISAの更なる普及・定着が必要

- 現在の高齢者世帯の所得水準や長寿化などの今後の課題を踏まえれば、つみたてNISAをはじめとする税制優遇制度を活用した資産形成を更に普及・定着させていくことが必要。

	利用者数	日本の成人人口 (1億500万人) に占める割合	残高	利用者当たりの残高
つみたてNISA	104万口座	1.0%	927億円 (H30.12末買付額)	約9万円
一般NISA	1143万口座	10.9%	7.7兆円 (H29.12末)	約70万円
iDeCo (加入者・運用指図者)	172万人	1.6%	1.6兆円 (H30.3末)	約115万円
財形(年金・住宅)	245万件	2.3%	4.8兆円 (H30.3末)	約195万円

(資料) つみたてNISA・一般NISA: 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」、iDeCo: 国民年基金連合会「iDeCoの加入等の概況(平成31年1月)」、運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2002年3月末～2018年3月末)」、財形(年金・住宅): 厚生労働省「財形貯蓄制度の実施状況(平成29年度)」

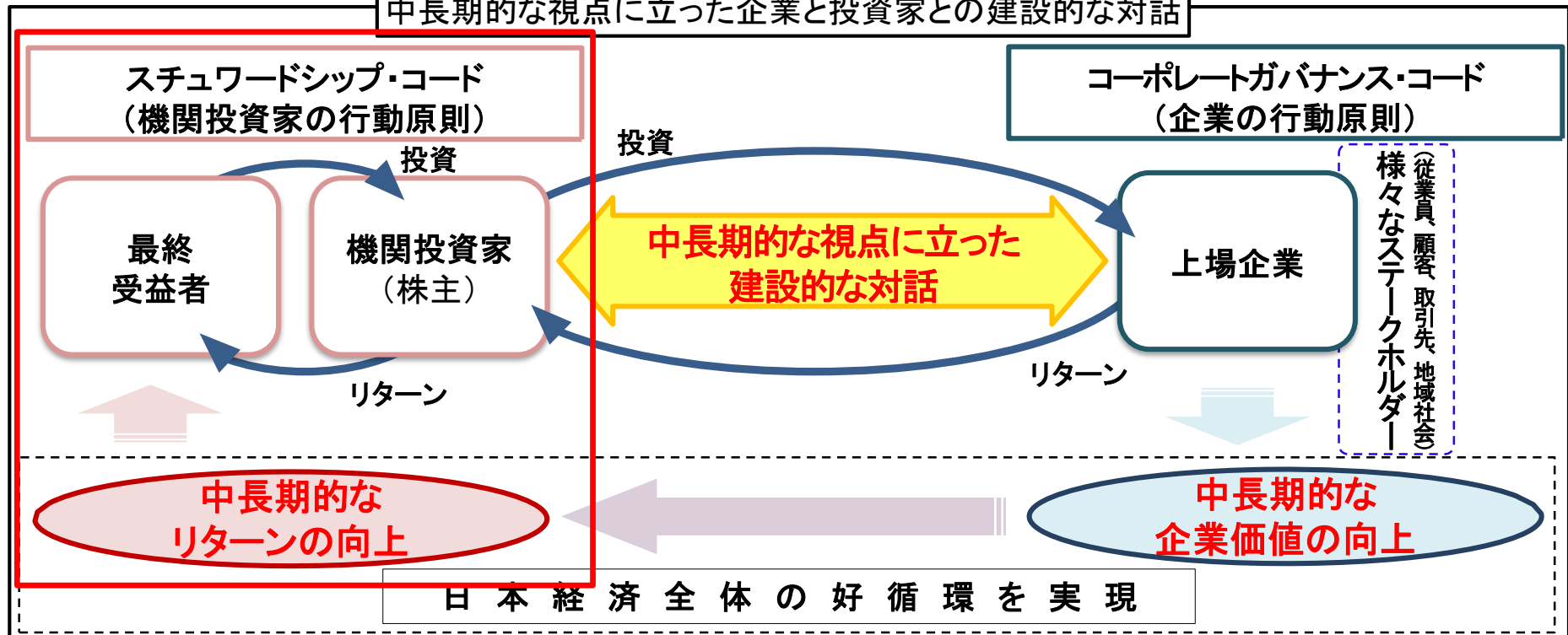
コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組み

コーポレートガバナンス改革に向けたこれまでの取組み

■ 安倍内閣発足以降、成長戦略の一環として、

- 「**スチュワードシップ・コード**」を策定（2014年2月策定・2017年5月改訂）
⇒ **機関投資家（年金基金やその委託を受けた運用機関等）**に対して、企業との対話を行い、**中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すこと**を求める行動原則。
- 「**コーポレートガバナンス・コード**」を策定（2015年6月適用開始・2018年6月改訂）
⇒ **上場企業**に対して、幅広いステークホルダー（株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等）と適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、**中長期的な収益力の改善を図ること**を求める行動原則。

中長期的な視点に立った企業と投資家との建設的な対話



インベストメントチェーンにおける各施策の位置づけ

